



平成 23 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ビジネス・トラスト
代表者の役職名 代表取締役社長 吉 木 伸 彦
(コード番号：4289)
問い合わせ先 取締役マネジ
メント本部長 鬼 形 貴 之
電 話 番 号 0 3 - 5 5 7 5 - 6 1 0 0

株式会社ヨシキホールディングスによる当社株式に対する

公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ヨシキホールディングスは、平成 23 年 3 月 7 日から平成 23 年 4 月 18 日までの 30 営業日を公開買付期間として当社の普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の数の合計が、買付予定数以上に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

以 上

※添付書類：「株式会社ビジネス・トラスト株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 23 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨシキホールディングス
代表者名 代表取締役 吉 木 伸 彦

株式会社ビジネストラスト株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ヨシキホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 3 月 4 日に株式会社ビジネストラスト（コード番号：4289、大証 JASDAQ（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、平成 23 年 3 月 7 日から実施していましたが、本公開買付けが 4 月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ヨシキホールディングス
東京都世田谷区代田五丁目 17 番 3 号

(2) 対象者の名称

株式会社ビジネストラスト

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,468 (株)	9,896 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (9,896 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数 (18,468 株) を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 23 年 1 月 25 日に提出した第 20 期有価証券報告書に記載された平成 22 年 10 月 31 日現在の発行済普通株式の総数 (28,903 株) から、同報告書に記載された同日現在所有する自己株式数 (3,185 株) 及び公開買付者が所有する対象者普通株式の数 (7,250 株) を控除した株式数としております。

(注 4) 買付予定数の下限は、平成 22 年 10 月 31 日現在の発行済普通株式の総数 (28,903 株) から同日現在所有する自己株式数 (3,185 株) を除いた株式数 (25,718 株) の 3 分の 2 超に相当する株式数 (17,146 株) から公開買付者が所有する対象者普通株式の数 (7,250 株) を控除した株式数としております。

(5) 買付け等の期間

平成 23 年 3 月 7 日 (月曜日) から平成 23 年 4 月 18 日 (月曜日) まで (30 営業日)

(6) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金 35,000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（9,896 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（16,059 株）が買付予定数の下限（9,896 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 4 月 19 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,059 株	16,059 株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合計	16,059 株	16,059 株
(潜在株券等の数の合計)	－株	－株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,250個	(買付け等前における株券等所有割合 28.19%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	7,538個	(買付け等前における株券等所有割合 29.31%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	23,309個	(買付け等後における株券等所有割合 90.63%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数	25,718個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 23 年 3 月 11 日に提出した第 21 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 10 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成23年4月22日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者普通株式は、現在、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しておりますが、公開買付者は対象者の全株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ヨシキホールディングス 東京都世田谷区代田五丁目17番3号

株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以上